

## ＜住宅の応急修理制度に係る施工業者の方へ＞

この制度は、災害により受けた住宅の被害等を補填するものではなく、日常生活に不可欠な必要最低限度の応急的な修理を対象としています。

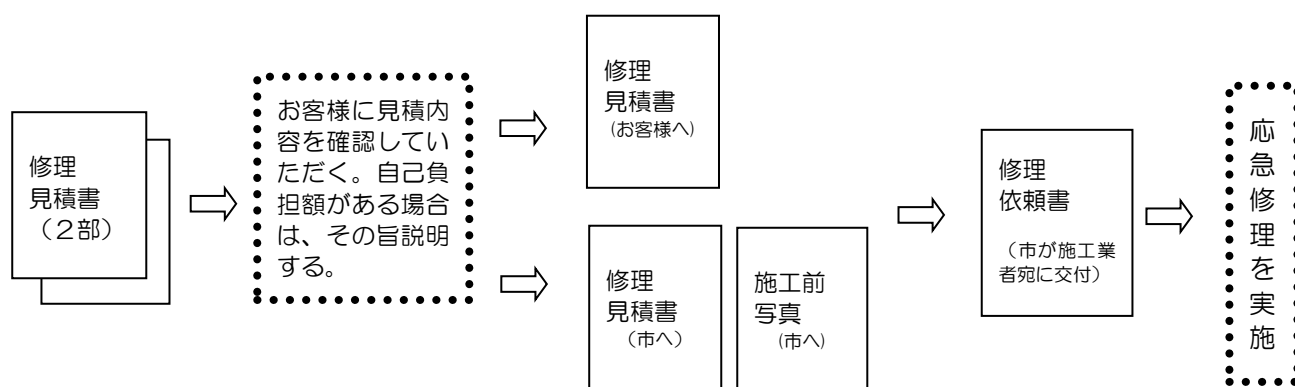
住宅の応急修理を希望する被災者の要望に応じ、別添の様式第3号により、修理見積書の作成をお願いします。応急修理制度の対象範囲は3ページ目をご確認ください。

また、武雄市の入札参加資格者名簿に登録されていない事業者については、「誓約書（様式第8号）」の提出が必要です。

### 【見積書の作成・提出について】

「修理見積書」は、2部作成してください。被災者に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。「修理見積書」は、1部を被災者に交付し、もう1部は武雄市の復興対策室に施工前写真と一緒に提出願います。

武雄市は、提出された「修理見積書」を審査し、施工業者宛に「修理依頼書」を交付します。



### 【注意点】

#### ※見積書の作成について

- ・ 応急修理の対象内外を審査するため、見積書は場所毎（部屋、写真）に、一式ではなく内訳を記載していただくようにお願いします。（記載例を参考にしてください。）
- ・ 見積書項目と写真が一致するように、写真に番号をつけて見積書に記載してください。
- ・ 写真で破損状況が分からない場合は、状況を具体的に必ず記入ください。

#### ※写真について

- ・ 施工前の写真の提出が必要になりますので、必ず撮影をしてから修理に着手してください。
- ・ 写真は必ず所定の台紙に添付する又は、台紙に印刷してください。
- ・ 施工前写真は、対象となる部位の破損状況が確認できるように撮影してください。
- ・ 写真は、対象部位ごとに施工前・施工中・施工後の3種類が、工事完了報告の際に必要となりますので、写真の管理をお願いします。

#### ※その他

- ・ お客様へ見積り内容説明の際、被災者負担分がある場合、その旨を被災者に説明をお願いします。応急修理制度対象外の代金については、直接お客様にご請求していただくようにお願いします。

## 【工事完了報告書の作成・提出について】

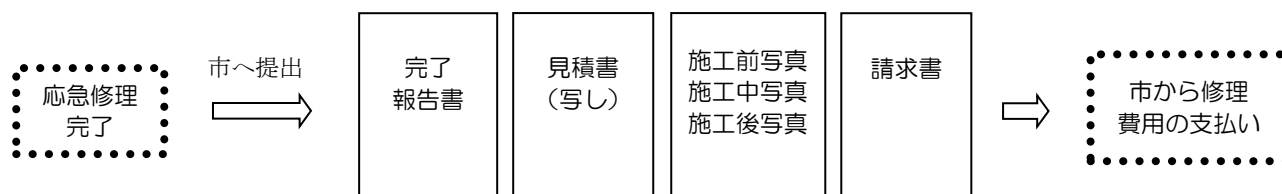
修理が完了したら、「工事完了報告書」「見積書の写し」「写真」「請求書」を武雄市に提出してください。写真は対象部位ごとに、施工前・施工中・施工後の3種類が必要となります。

武雄市は、提出された報告書等を審査し、修理費用を支払います。

### 応急修理制度 工事費 限度額

全壊、大規模半壊、半壊：595,000円（9月末までに修理が完了する場合は584,000円）

一部損壊：300,000円



## 【注意点】

### ※写真の撮影について

- ・見積書の内容と写真が一致していることがわかるように、写真に番号をつけて、整理してください。修理写真は下記に注意してください。

- ①施工前：対象となる部位の破損状況が確認できること
- ②施工中：下地等の部材で、修理（交換）している状況が確認できること
- ③施工後：施工前の写真と見比べて、修理が完了していることが確認できること

## 【その他】

- ・指定様式については、武雄市のホームページよりダウンロードできます。

## 【注意点】

- ・応急修理は、原則として現状復旧の修理が対象です。
- ・施工前写真で破損個所が分からない場合は、具体的な破損内容を写真台紙に記載ください。
- ・給湯器、浴槽、便器などの交換せざるを得ない場合、「修理ができない理由」を写真台紙に記載ください。※機能向上（グレードアップ）は対象外です。
- ・畳 ⇄ フローリング 仕上材の変更は対象外です。
- ・床の修理の場合、床組みが見える状態を施工前の写真にできます。根太や床板が新しく設置された状況を施工中の写真としてください。
- ・対象となる部屋は、台所・トイレ・風呂、居室、廊下です。（居室の数は、居住者数+1部屋まで）
- ・キッチン、シンク、水栓、コンロ、ガス栓、配管設備が対象です。※扉や収納のみの破損は対象外です。
- ・見積書、写真台帳、工事完了報告書等の「申込者名を記入する欄」については、必ず「申込者名（世帯主）」を記載してください。※他の家族の名前を記載しないよう申込者に必ず確認いただきますようお願いいたします。

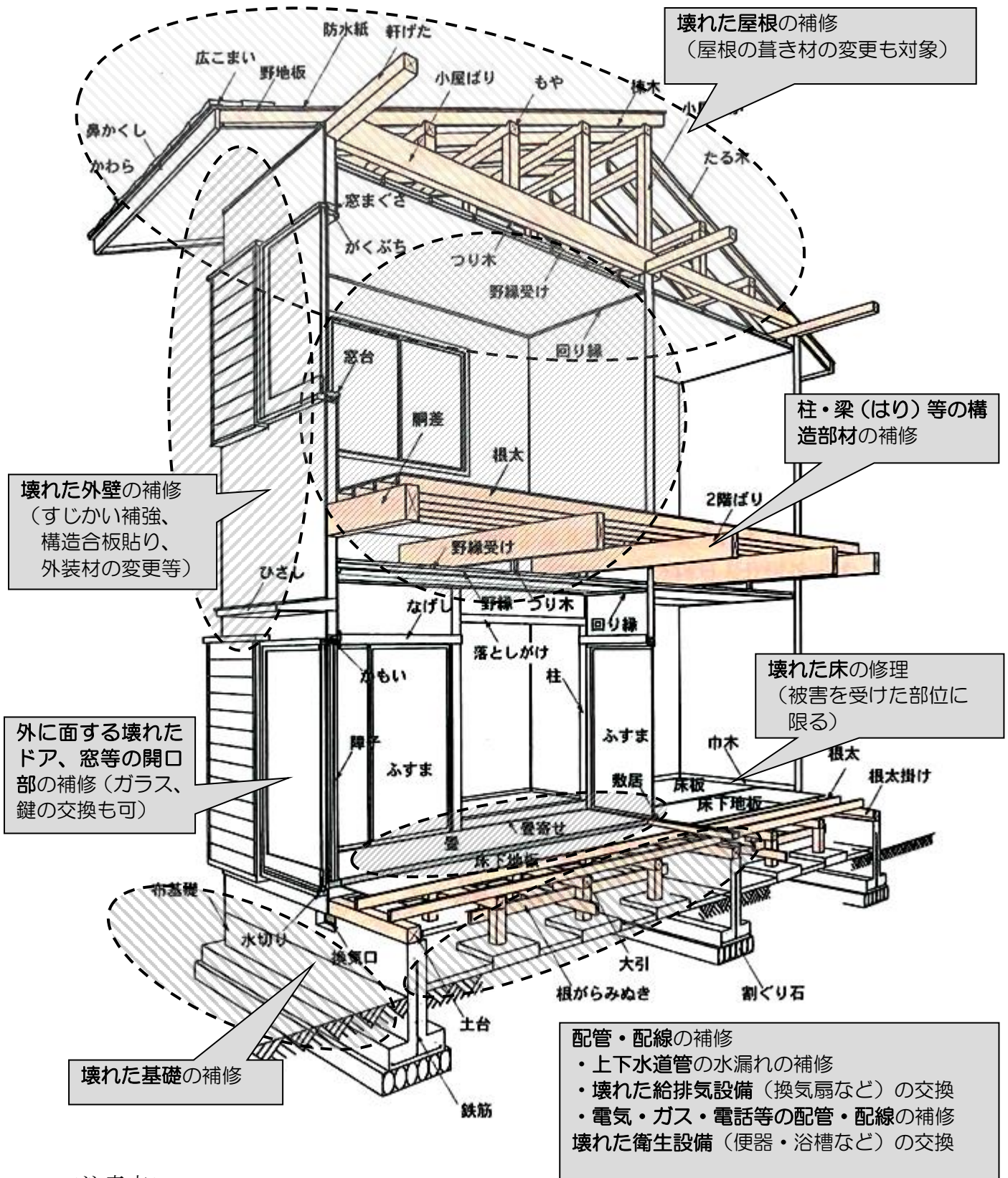
### 【お問い合わせ先】

武雄市役所 企画部 復興対策室

TEL：0954-27-7510

# 住宅の応急修理対象範囲

(令和元年8月の前線に伴う大雨により被災した部位に限ります)



## <注意点>

- ・ **内装は原則として、対象外**です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた外壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象です。**エアコンの室外機や家電製品は、対象外**です。